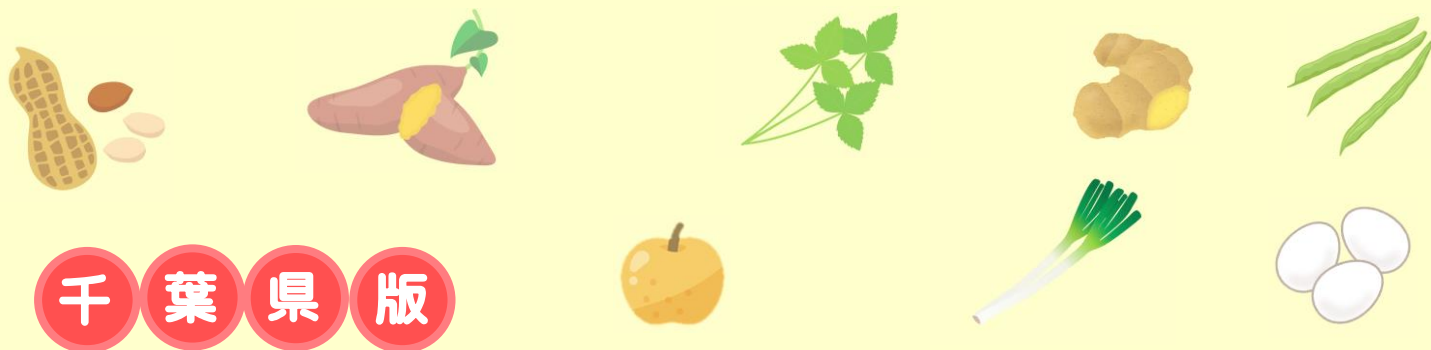




千葉県版

企業の農業参入ハンドブック



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん



千葉県

(令和7年12月改訂)

はじめに

千葉県は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、首都圏に近い立地条件を活かして全国屈指の農業県として発展してきました。

しかし、近年、農家の高齢化や担い手の減少に伴い、耕作されない農地が増加しています。これからの本県農業を維持発展させていくためには、担い手農家を育成するとともに、他産業からの就農希望者や企業など 多様な担い手を確保することが重要な課題となっています。

県では、令和4年3月に策定した「千葉県農林水産業振興計画」において、次代を担う人材の確保・育成のなかで、企業の農業参入を推進するために支援を行うこととしています。

企業が本県農業へ参入する場合、農地の有効利用のみならず、本県の特長を活かした市場流通や直接販売、宅配、観光農園等、企業の経営ノウハウを活かした様々な経営展開が期待されます。

このハンドブックでは、企業の皆様が農業参入する際に必要となる基本的な事項や、参入に当たっての課題を整理しました。

企業の皆様が、様々な事業により培った経営ノウハウや経験を活かして、地域に根ざした農業の担い手として参入・定着できるよう御活用いただければ幸いです。

主要農産物産出額 令和5年度産 全国順位(上位7位まで) 上段: 都道府県名 下段: 産出額(単位: 億円)

順位	産出額 ①+②+③	耕種計 ①	米	豆 類	いも類	園芸計	園 芸			畜産計 ②	畜 産			※加工 農産物 ③
							野菜	果実	花き		生 乳	豚	鶏 卵	
1	北海道 13,478	北海道 5,641	新潟 1,255	北海道 293	北海道 591	北海道 2,702	北海道 2,489	青森 1,096	愛知 563	北海道 7,837	北海道 4,341	鹿児島 910	千葉 504	静岡 104
2	鹿児島 5,438	茨城 3,082	北海道 1,149	千葉 69	茨城 375	長野 2,120	茨城 1,664	長野 1,000	千葉 200	鹿児島 3,754	栃木 435	北海道 608	茨城 495	茨城 100
3	茨城 4,571	長野 2,597	秋田 938	宮城 26	鹿児島 310	茨城 1,953	熊本 1,365	山梨 831	福岡 188	宮崎 2,483	熊本 217	宮崎 600	鹿児島 439	鹿児島 75
4	千葉 4,029	千葉 2,526	山形 739	佐賀 18	千葉 212	熊本 1,873	千葉 1,336	和歌山 777	静岡 179	岩手 1,975	岩手 245	千葉 519	岡山 433	京都 40
5	熊本 3,757	青森 2,376	宮城 731	福岡 18	長崎 123	愛知 1,823	愛知 1,083	山形 743	茨城 165	千葉 1,501	千葉 238	群馬 478	広島 361	宮崎 39
6	宮崎 3,720	熊本 2,368	茨城 703	滋賀 17	徳島 80	青森 1,802	長野 957	愛媛 550	長野 163	茨城 1,389	群馬 233	茨城 405	愛知 353	熊本 18
7	青森 3,466	愛知 2,153	福島 687	兵庫 15	宮崎 68	千葉 1,644	群馬 956	熊本 391	埼玉 157	熊本 1,371	茨城 226	岩手 388	栃木 348	和歌山 16

※米
千葉9位
(569億)

※果実
千葉22位
(108億)

※加工農産物
千葉21位
(108億)

目 次

①	農業参入にあたっての留意事項	1
②	農業参入の流れ	2
③	企業が農業参入する場合の要件について	6
④	農地の権利移動の手順について	8
⑤	千葉県における企業参入の推進体制について	9
⑥	巻末資料	12
	(1)千葉県農産物の全国ランキング(令和5年)	
	(2)全国ランキング上位品目 過去5年間の推移(産出額)	
	(3)ちばの旬(青果物)＜作物カレンダー＞	
	(4)ちばの旬(花き)＜作物カレンダー＞	
	(5)ちば食材マップ	
	(6)ちば花・植木マップ	

本ハンドブックは、令和7年12月時点の情報に基づいて作成したものです。
今後、関連する法令・制度等が変更された場合、内容が変更となる可能性がありますので御注意ください。

(1) 農業や農村地域の理解

農地は、農家にとって職場であるとともに、先祖から受け継いだ大切な資産です。

住居と農地(=職場)が近接する農村地域では、見知らぬ企業が参入するということに対して、農業生産の面、暮らしの面の両面から大きな不安を抱く住民も少なくなく、参入の際には**地域社会との調和が不可欠**です。

参入にあたっては、地域社会の一員となる気持ちを持ち、参入目的を説明するなどして、**地域農家や関係機関から信頼を得られるようにする**ことが重要です。

(2) 農業参入のリスクの把握

農業は、天候により農産物の収量や品質が左右され、**市場価格の下落や気象災害等**の被害により、**投資した資金の回収ができないリスク**が想定されますので、留意が必要です。

(3) 農業への参入プランの明確化

「農業」といってもさまざまな分野があります。**米・野菜・果樹・花き・畜産**などの中から、**市場性がある農産物**を選定することが重要です。

農産物の生産においては、品目によってそれぞれ適した気象条件や土壌条件があるため、**作りたい品目に合う候補地(農地)**を選定することが重要です。

また、周囲の環境への影響が大きく、**参入地域が限定される品目**もありますので、候補地(農地)の選定にあたっては留意が必要です。

(4) 農業に関する法律や制度の理解

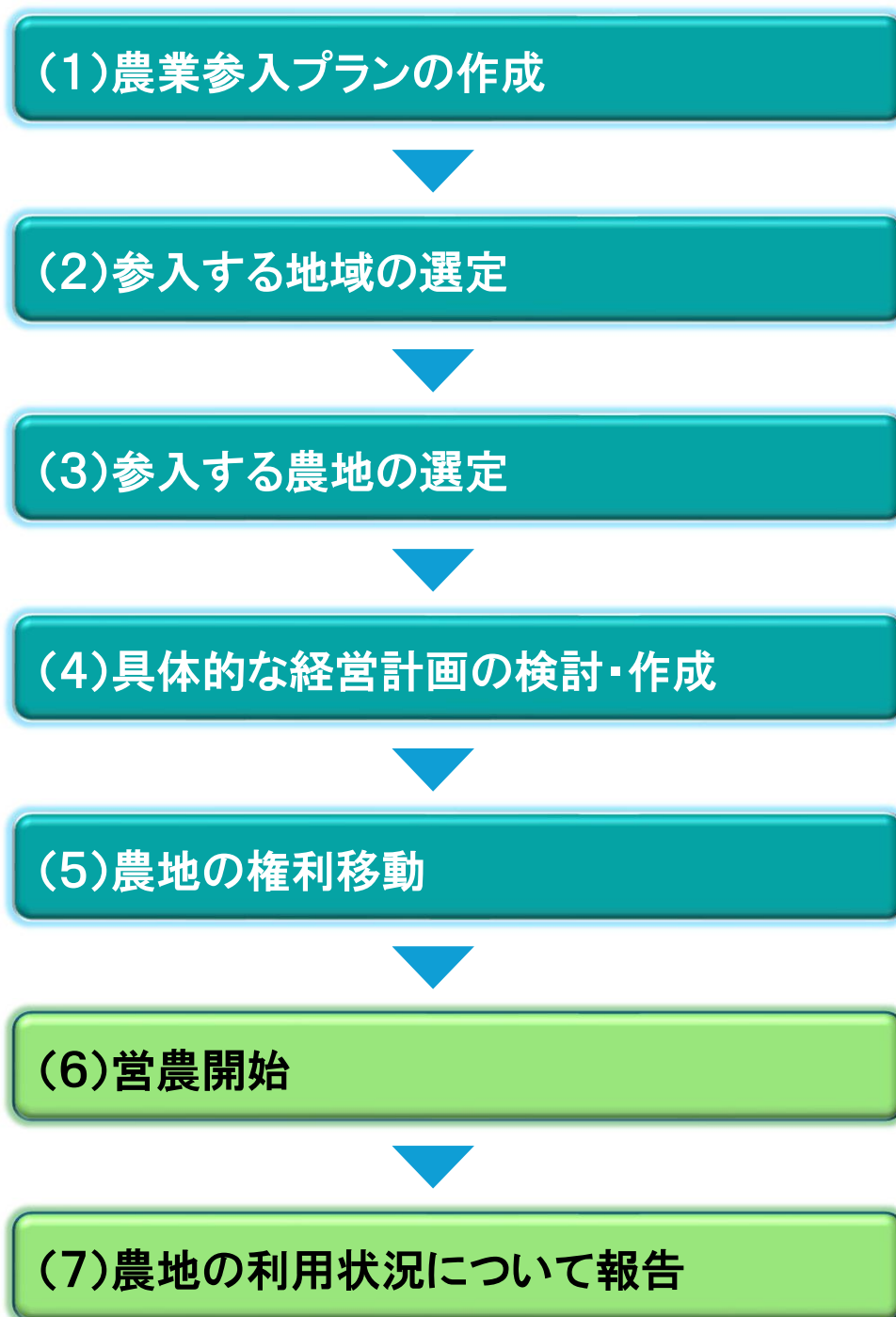
農業に関する関係法令として、**農地法**や**農地中間管理事業の推進に関する法律**があります。企業が農業に参入する際、農地を利用した農業経営をする場合には、**農地法**や**農地中間管理事業の推進に関する法律**による許可が必要となります。

(5) 農業技術の習得と人材の育成

企業の持つ経営ノウハウや資金力などは、農業参入において大きなメリットとなりますが、農業経営の成否は、**農産物の安定生産**にかかっており、安定生産のためには**農業技術の習得**がかかせません。

農業技術の習得は、一朝一夕にはいきませんので、**参入プランに明確に位置付ける**ことが必要です。

企業が農地を利用して農業に参入する手順は以下のとおりです。
次ページ以降、(1)から(5)について、詳細に解説します。





(1) 農業参入プランの作成

円滑に農業に参入するには、参入目的を明確にした上で、具体的な農業参入プランを作成することが重要です。

農業参入プラン作成にあたっては、以下の項目について明確にしてみましょう。

参入目的

農業参入の目的を、地元住民や市町村などの関係機関に説明することは、企業にとっても支援する関係機関にとっても永続的な営農の観点から重要です。

- 事業の目的
 - 人材の活用
 - 独自性、優位性(親会社の販売ルート活用など)
 - 安全・安心な加工原料の確保
- など

農業経営の計画

どのような形態で農業に参入するのか、どのような品目を生産するのか、生産した農産物はどのように販売するのか等について、次の項目を参考に計画を立てましょう。

- 参入の形態(「参考資料1:農業参入の形態について(p.4)」参照)
- 生産する品目
- 営農の規模(必要とする農地面積、施設規模)
- 参入希望地域
- 販売戦略(だれに、どのように売するのか)
- 初期投資コスト、ランニングコスト(資金計画、借入先、返済方法等)

農業経営に必要な要素の取得方法

農業経営を行うために必要な要素について、どのように取得するのか計画を立てましょう。

- 農業技術
- 農業機械・施設等
- 農地
- 資金
- 労働力

農林水産政策：千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/ssk/nourinsuisan/seisaku/index.html>

ちばの農林水産業、担い手支援、農林水産業への支援に関する情報が掲載されています。

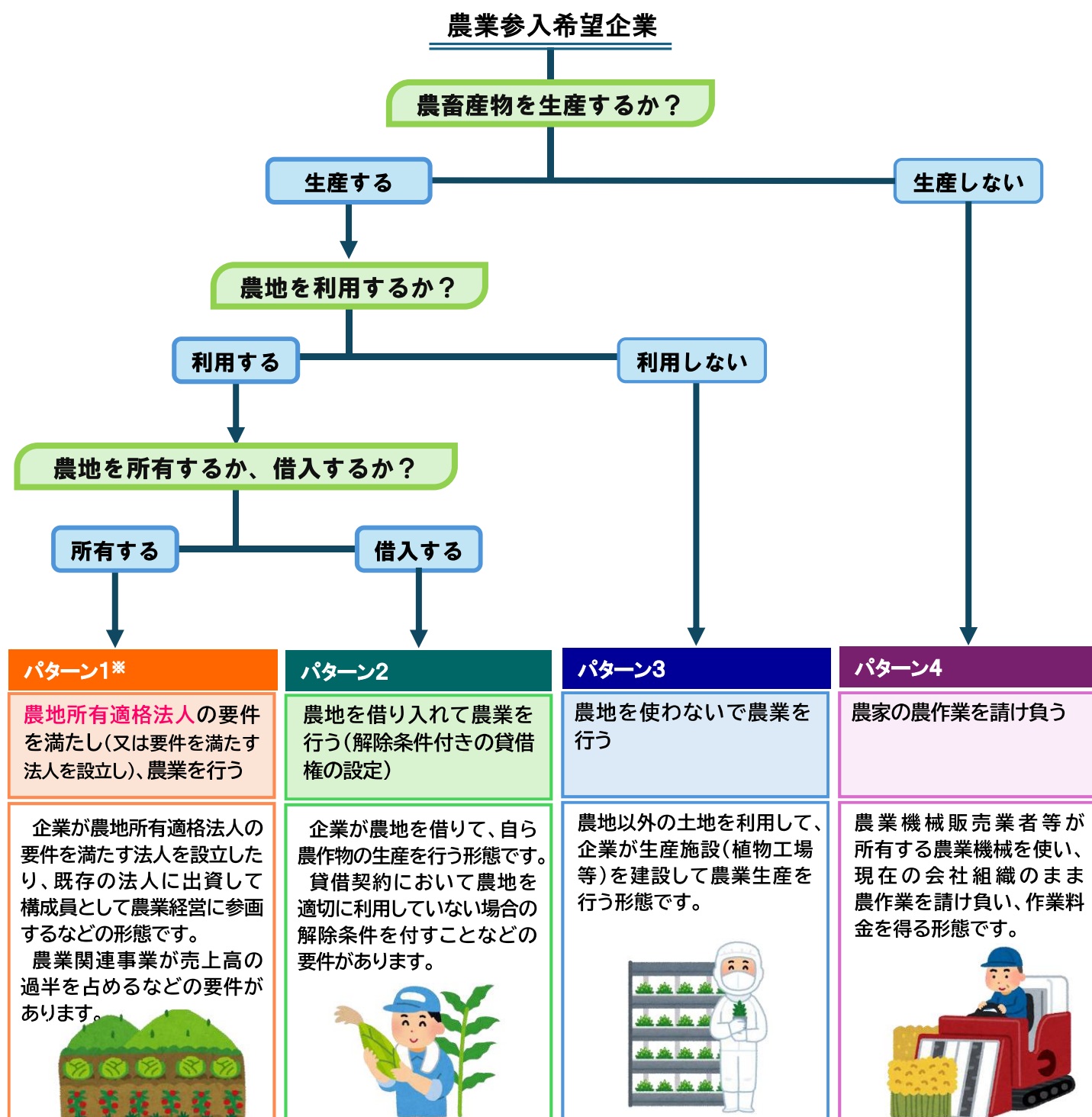




参考資料：農業参入の形態について

企業が農業に参入する際の形態は、農畜産物の生産、農地の利用、農地の所有の有無などにより、主に4つのパターンに分かれます。

企業が農業に参入する方法の詳細については、「3 企業が農業参入する場合の要件について (p.6)」を参照してください。



※農地所有適格法人の条件を満たす法人は、農地の借り入れも可能です。



(2) 参入する地域の選定

農業参入プランを実践するためには、生産する品目等に適した農地の確保が必要です。**生産しようとしている品目に適した気象条件・土壌条件や出荷・販売のための利便性**などについて検討を行い、参入する地域の選定を行いましょう。

なお、県内の主要品目の産地については、巻末の資料を参照してください。

(3) 参入する農地の選定

参入希望地域における参入可能農地の有無について確認するため、まずは**農地・農村振興課**へ相談しましょう。(参入を希望している地域が定まっている場合は参入を希望している市長村の**市町村の農業委員会**へ相談をしましょう。)

また、千葉県では企業に貸すことのできる農地情報について**公益社団法人千葉県園芸協会(千葉県農地中間管理機構)**のホームページ上で公開しています。

詳しくは、「5 千葉県における企業参入推進体制について(p.9)」を参照してください。

(4) 具体的な経営計画の検討・作成

参入する地域や農地がおおよそ決まったら、設定した売上目標について**具体的な経営計画の検討・作成**を行いましょう。参入後の経営を安定させるためには、以下の項目について、できる限り正確な情報を集め、経営計画を立てることが重要です。

- 品目(作型・品種)ごとの生産規模(面積・生産量)
- 生産物の販売計画(標準的な収穫量、販売単価、市場平均価格等)
- 生産コスト (例)物財費:種苗費、肥料費、農薬費、農機具費など
- 諸経費:土地改良費、支払地代など
- 労働時間 (月別、旬別の労働時間配分)
- 機械・施設等の利用計画
- 資金計画

(5) 農地の権利移動

農地の売買や貸借では、当事者間の契約だけではその効力を生じません。農地所有者と耕作者との間の契約に加え、**農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律**に基づく許可等を得る必要があります。

農地の権利移動の手順については、「4 農地の権利移動の手順について(p.8)」を確認してください。

(1) 基本的な要件(個人と共通)

① 耕作の権限を有する農地のすべてを効率的に利用

農地を効率的に利用するための営農計画を持ち、必要な機械や労働力、営農技術を持っていること

② 周辺の農地利用に支障がない

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用する等の行為をしないことなど

注: 個人の場合は、①、②に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

(2) 農地を所有したい場合の要件(農地所有適格法人の要件)

農地を所有する場合は、(1)基本的な要件に加え、以下の①から④までの農地所有適格法人の要件を満たすことが必要です。なお、農地所有適格法人は農地を借りることも可能です。

【要件①】 法人形態要件	株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)
【要件②】 事業内容要件	主たる事業が農業(自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む) [売上高が過半]
【要件③】 議決権要件	農業関係者の持つ議決権が、総議決権の過半を占めること ≪農業関係者≫ ・法人の行う農業に常時従事する個人 ・農地の権利を提供した個人 ・農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・基幹的な農作業を委託している個人 ・地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会
【要件④】 役員要件	● 役員の過半がその法人の農業に常時従事(原則年間150日以上)する構成員※2であること ※2 株式会社:株主、農事組合法人:組員、持分会社:社員 ● 役員又は重要な使用人の1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に従事(原則年間60日以上)すること

注意 農地所有適格法人は毎年「報告書」の提出が必要です。

農地所有適格法人の要件適合の確認をするため、毎事業年度終了後、3か月以内に、農地の権利を有する市町村の農業委員会に事業の状況等を記載した報告書を提出することが義務付けられています。(農地法第6条第1項)

報告が無い場合や、虚偽の報告をした場合、罰則規定があります。(農地法第68条)忘れずにご提出ください。

法人の農地取得について：農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hozin_nouchi.html

企業が農地を取得する要件等についてご紹介しています。





(3) 農地を借りたい場合の要件（解除条件付き貸借の要件）

農地所有適格法人以外が農地を借り入れる場合は、(1)基本的な要件に加え、以下の①から③までの要件を満たすことが必要です。なお、法人形態についての定めはありません

【要件①】 貸借契約に解除条件が付されていること	解除条件の内容	農地を適切に利用していない場合に契約を解除すること。 なお、万が一撤退する場合に備え、解除条件のほか、契約書に次に掲げる事項を明記します。 ● 原状回復の義務及び費用は誰が負うのか ● 原状回復されないときの損害賠償や中途解約の違約金支払いの取決め
【要件②】 地域における適切な役割分担をもとに継続的・安定的に農業を行うこと	役割分担の内容	集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
	継続的・安定的の内容	機械や労働力の確保状況から、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあること
【要件③】 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上その法人の農業に常時従事すること	重要な使用人の内容	役職の名称は問わず農業に関する権限と責任を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者
	農業の内容	農作業に限らず、マーケティング等の経営や企画に関するものでも可

千葉県

企業向け農地情報 千葉県農地集積情報データベース

千葉県では、企業に貸すことができる県内の農地情報について、[公益社団法人千葉県園芸協会（千葉県農地中間管理機構）](http://www.chiba-engei.or.jp/mgtmech_infoforcompany.html)のホームページ上で公開しています。詳細については、以下のサイトをご覧ください。

ホームページへは2次元コードからもアクセスできます

【URL】 http://www.chiba-engei.or.jp/mgtmech_infoforcompany.html



企業等の農業参入について：農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/kigyousannyu.html>

農業参入をご検討中の企業の方はこちらをご覧ください。



リース法人の農業参入の動向：農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/hozin_nouchi-22.pdf

リース法人の参入状況(令和6年1月1日現在)



④ 農地の権利移動の手順について



農地の権利移動にあたっては、以下の**農地法**、**農地中間管理事業の推進に関する法律**のいずれかの法律に基づく許可等を得る必要があります。

詳しくは、参入を予定している市町村の農業委員会にご相談ください。

(1) 農地法に基づく手順

農地法による権利移動の手続きは、農地所有者と耕作者との間で契約を締結し、その後、許可の申請を行います。農業委員会による許可を受けると、農地の権利移動の効力が生じます。

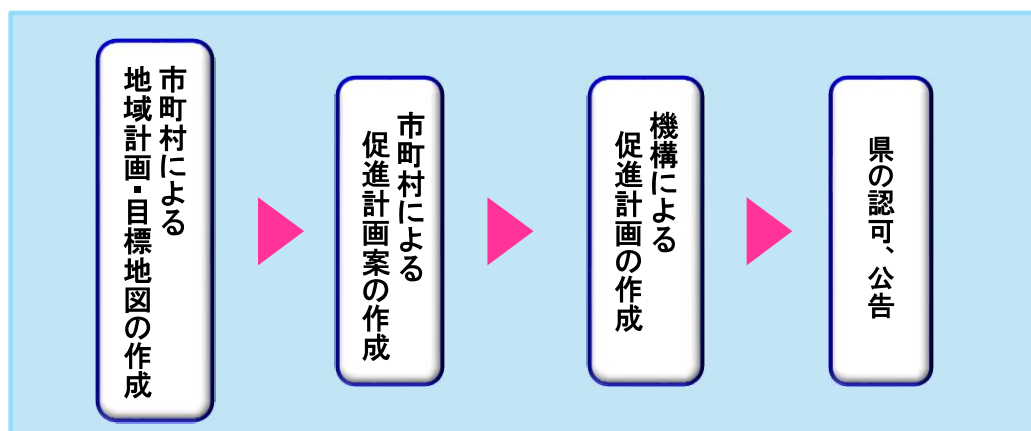


(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく手順

農地中間管理事業は、地域の農業者や関係機関の話し合いに基づき市町村が策定する「**地域計画**※（**目標地図**）」の区域で重点的に実施することとされています。

地域計画（目標地図）の達成に資するよう、農地中間管理機構（以下、「**機構**」という。）が**農用地利用集積等促進計画**（以下、「**促進計画**」という。）を作成します。

この促進計画を県が認可・公告することにより権利設定の効力が生じます。



※地域計画とは、地域の農業者や関係機関の話し合いに基づき市町村が策定する、農地一筆単位で将来（10年後の耕作者を定める農地利用の「目標地図」を含む、目指すべき将来の農地利用の姿を明確にする計画です。

農地をめぐる事情について：農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/wakariyasu.html>

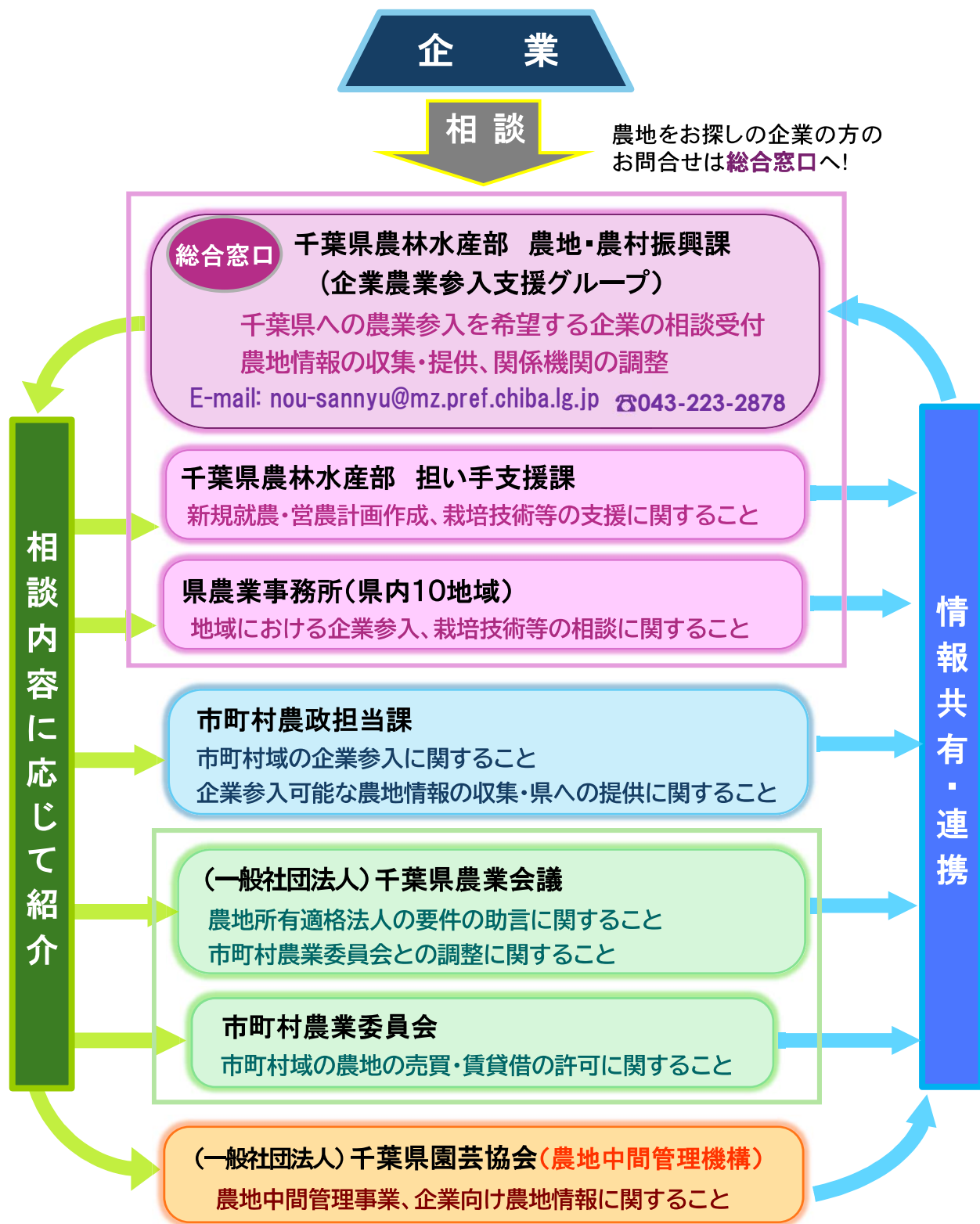
農地をめぐる事情、売買・貸借する場合の基本的な要件等についてご紹介しています。



(1) 千葉県における企業参入の推進体制

千葉県では、農業参入に意欲のある企業に対し、**農林水産部農地・農村振興課(企業農業参入支援グループ)**を総合窓口として、随時相談を受け付け、農地情報を提供しているほか、関係機関等と連携して、下図のような体制・役割分担で対応しています。

また、参入後も、県内10か所の農業事務所が栽培技術等の相談に対応しています。



関係機関の連絡先については、次のページをご参照ください



(2)関係機関一覧

機 関 名		部 署	電話番号	所掌事務	所 在 地
千葉県農林水産部	農地・農村振興課	企業農業参入支援グループ	043(223)2878	企業参入全般(総合窓口)	千葉市中央区 市場町1ー1 県庁本庁舎17階
		農地集積推進室	043(223)2862	農地利用集積、耕作放棄地対策	
		農地調整班	043(223)2831	農地の売買・賃貸借	
	担い手支援課	専門普及指導室	043(223)2908	営農計画作成、栽培技術等の支援	
千葉県農林水産部（出先機関）	千葉農業事務所	企画振興課	043(300)1985	地域の企業参入支援	千葉市緑区 大金沢町180-1 （農林総合研究センターに仮移転中）
		改良普及課	043(300)0950	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	東葛飾農業事務所	企画振興課	04(7143)4121	地域の企業参入支援	柏市高田990-1
		改良普及課	04(7162)6151	営農計画作成、栽培技術等の支援	柏市柏255-1
	印旛農業事務所	企画振興課	043(483)1129	地域の企業参入支援	佐倉市鐺木仲田町8-1
		改良普及課	043(483)1124	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	香取農業事務所	企画振興課	0478(52)9192	地域の企業参入支援	香取市佐原イ92-11
		改良普及課	0478(52)9195	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	海匝農業事務所	企画振興課	0479(62)0156	地域の企業参入支援	旭市ニ1997-1
		改良普及課	0479(62)0334	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	山武農業事務所	企画振興課	0475(54)1122	地域の企業参入支援	東金市東新宿1-11
		改良普及課	0475(54)0226	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	長生農業事務所	企画振興課	0475(22)1751	地域の企業参入支援	茂原市茂原1102-1
		改良普及課	0475(22)1771	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	夷隅農業事務所	企画振興課	0470(82)4956	地域の企業参入支援	夷隅郡大多喜町 猿稻472-2
		改良普及課	0470(82)2213	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	安房農業事務所	企画振興課	0470(22)7131	地域の企業参入支援	館山市北条402-1
		改良普及課	0470(22)8132	営農計画作成、栽培技術等の支援	
	君津農業事務所	企画振興課	0438(25)0107	地域の企業参入支援	木更津市貝渕3-13-34
		改良普及課	0438(23)0299	営農計画作成、栽培技術等の支援	
(一社)千葉県農業会議			043(223)4480	農地所有適格法人の要件の助言、農業委員会との調整	千葉市中央区 市場町1ー1 県庁南庁舎9階
(公社)千葉県園芸協会 (農地中間管理機構)			043(223)3011	農地中間管理事業、企業向け農地情報	



(3)54市町村と県農業事務所の位置図

